

議案第4号

役員を選任について

この会の規約第7条及び第9条の規定により役員を選任したいので、次のとおり議決を求める。

会 長	1名
副会長	3名
監 事	1名

平成22年3月18日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘

(参考：本協議会規約、抜粋)

規約第7条 道協議会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
  - 二 副会長 3名
  - 三 監 事 1名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
  - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

規約第9条 役員任期は、3年間とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。